



平成 28 年 3 月 9 日

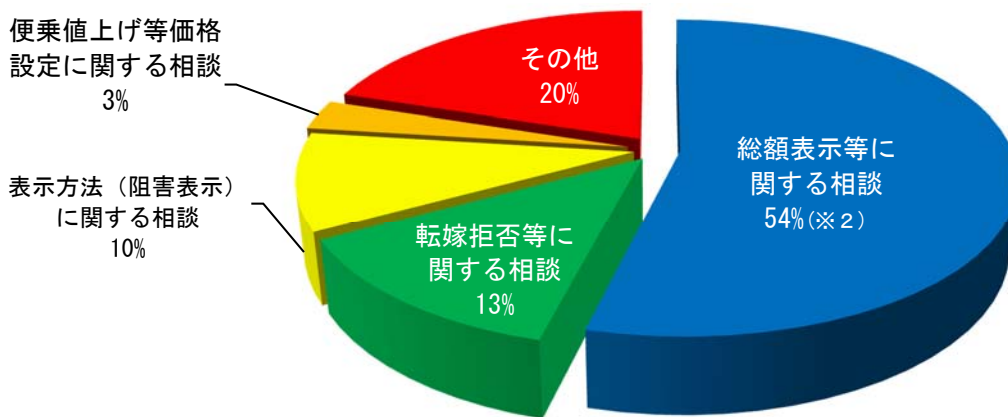
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 28 年 2 月(2/1～2/29)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

2月の相談件数：電話 84 件、メール 16 件

【相談内容（全 100 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 飲食店である。誤認防止措置を講じていれば税抜価格表示でも可とする取扱い(総額表示義務の特例)は、いつまで認められるのか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法第 10 条第 1 項により、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととする総額表示義務の特例は、平成 30 年 9 月 30 日まで認められます。

なお、消費者の利便性に配慮する観点から平成 30 年 9 月 30 日までの間であっても、事業者は、できるだけ速やかに税込価格を表示するよう努めなければならないとされています。

Q. 消費者向けにリフォーム工事を請け負っている事業者である。消費税率 10% 引上げに伴う経過措置の内容について当社の消費者向けパンフレットに掲載したいと考えているが、構わないか。

A. 制度内容を正しく掲載していただくことは差し支えないと考えられます。掲載に当たっては、国税庁ウェブサイトの経過措置に係る情報等を参照するなどして対応いただければと考えます。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 13 件

※2 うち総額表示に関する相談が 13%、消費税一般に関する相談が 87%

Q. マンション管理組合です。マンションの大規模修繕工事を予定しています。消費税率 10%引上げに際しての経過措置の適用を受ける請負契約について平成 28 年9月 30 日までに締結することが要件となっていることは承知しているが、工事の終了時期についても要件があるのか。

A. 一定の要件に該当する契約で平成 29 年4月1日以後に工事が完了するものであれば、工事の終了時期は問われません。

なお、経過措置等の個別具体的な適用関係等につきましては、国税庁ウェブサイト (<http://www.nta.go.jp/>)で公表されているリーフレット等で御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q. 消費税率が 10%に引き上がるのはいつからか。

A. 消費税率 10%への引上げ時期は、平成 29 年4月1日とされています。

(参考)

消費税は、平成元年4月1日に税率3%で導入され、平成9年4月1日に3%から5%へ、平成 26 年4月1日に8%とされています。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 買手事業者である。消費税率引上げ前後で売手事業者との間で税込価格を据え置くことについて合意書を交わしていれば、合理的な理由があるとして、消費税転嫁対策特別措置法上の転嫁拒否に該当することはないという理解でよいか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、特定供給事業者(売手)から受ける商品又は役務の供給に関して、消費税率の引上げ後も取引価格(税込価格)を据え置くことは合理的な理由がない限り、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

特定供給事業者(売手)との間で単に合意書を交わしていることをもって合理的な理由があることにはなりません。

合理的な理由があるとして認められる場合とは、例えば、原材料価格等が客観的にみて下落している中で、当該原料価格等の下落を対価に反映させることにより税込価格を据え置くことについて、特定事業者と特定供給事業者との間で十分な協議が行われ、納得して合意に達している場合です。

Q. 買手事業者である。売手事業者との間で取引条件について税抜価格で合意した後に、売手事業者から、契約書に記載する金額について、買手事業者との間で合意した税抜価格に消費税分を上乗せした価格(税込価格)で記載するよう依頼されることがある。こうした依頼に応じないと、消費税転嫁対策特別措置法の規制において問題となることはあるか。

A. 契約書に記載する金額の表示方法が税抜価格か税抜価格かにかかわらず、取引当事者間で取引条件について合意が成立した後の税抜価格に消費税分を上乗せした価格で支払っていれば、消費税転嫁対策特別措置法上問題にはなりません。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610